

○厚生労働省告示第二百三十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成二十五年厚生労働省令第九十号）の施行に伴い、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）の一部を次のように改正し、平成二十五年十月一日から適用する。

平成二十五年七月十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表第 1 の 2 の注及び第 3 の 2 の注中「及び第 54 条の 7」を「から第 54 条の 8 # で」に改める。